

公益社団法人フードバンクかながわ

寄贈食品の評価額に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人フードバンクかながわ(以下、「この法人」という。)が、企業等から寄贈を受けた食品(以下、寄贈食品という)の評価額の算定方法を定めるものである。

(評価の対象となる寄贈食品)

第2条 この法人が評価する寄贈食品は、米及び法人の倉庫(横浜市金沢区)に到着時点で、賞味期限の残期間が2か月以上ある常温保管可能な食品・冷凍食品とする。

(評価しない寄贈食品)

第3条 以下の寄贈食品については評価額を算定しない。

- ① 個人からの寄贈食品。
- ② 試供品、サンプル等の非売品。
- ③ 賞味期限の残期間が2か月未満の常温保管可能食品・冷凍食品。
- ④ 非食品

(評価額の算定方法)

第4条 この法人は寄贈食品を、市販価格の40%の金額で評価する。

(管 理)

第5条 この法人の寄贈食品評価に関する事務は、事務局が管理する。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成30年 9月 6日から施行する。
平成30年10月17日改定(公益認定)
令和7年5月26日改定